主要重点施策の実施状況、課題及び平成28年度への対応

項目	平成27年度における実施状況	課題	平成28年度への対応
1 東日本大震災	ア 施工業者等に対する監督指導・個別指導等の実施		
からの着実な復	○ 復旧・復興関係工事現場に対する監督指導等を 670	○ 沿岸地域における建設業の1月から12月まで	○ 工事の発注状況や進捗状況に応じて、工事
興のための取組	現場(前年同期 608 現場) 実施し、足場等からの墜	の休業4日以上の労働災害による死傷者数(4署	現場を選定し、定期的な監督指導等を継続的
(1)復旧・復興工	落防止や車両系建設機械等との接触防止等について、	合計)は減少している(4署合計で106人、前年	に実施するとともに、機会をとらえて施工業
事における労	是正指導したほか、安全衛生対策に係る集団指導を41	同期比-16人)。	者に対し集団指導を実施する。
働災害防止対	回、3,970人(前年同期 30回、1,869人)に実施し	・宮 古署 24 人(前年同期 31 人 -7 人)	そのほか各種会議・会合等において労働災害
策の徹底	た。	・釜 石署 16 人(前年同期 20 人 一6 人)	防止のための一層の取組について要請・指
	○ 7月1日には岩手地方労働審議会労働災害防止部会	・大船渡署 31 人(前年同期 41 人 -4 人)	導を行う。
	委員と局署職員の合同による沿岸部(宮古地区トンネ	・二 戸署 35 人(前年同期 30 人 +5 人)	
	ル工事)の安全衛生パトロールを実施した。	今後、復旧・復興工事の更なる本格化、また、	
	○ いわて年末年始無災害運動期間中(12月1日~1月	人材・人手不足等により、労働災害の増加が懸念	
	31日)に、岩手労働局長、岩手県県土整備部長、建災	される。	
	防岩手県支部長の三者による、復旧・復興工事現場(気		
	仙地区土木工事、建築工事)に対する合同パトロール		
	を実施した。		
	○ 被災3局建設業一斉監督として、12月に全沿岸署を		
	含む全署において、建設現場に監督を行い(154 現場、		
	違反率 69%)、この結果を踏まえて、2 月に建設関係		
	団体等に対して労働災害防止対策の徹底に関する要請		
	を行った。		
	イ 東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議の開催		
	○ 県単位の連絡会議を、5月27日に開催し、工事が	○ 引き続き、工事が輻輳することにより発生する	○ 既に設置された地区単位の連絡会議やエ
	輻輳することによる労働災害の防止等について、取組	労働災害を防止するため、新規のエリア別協議会	リア別協議会の関係発注者との連携を強化
	の促進を図った。	の設置・開催について指導していく必要がある。	する。
	○ 各署においては、地区単位の連絡会議(4か所)及		時宜を逃さず、新たなエリア別協議会の設
	びエリア別協議会 (22 か所) を設置・開催し、工事		置について、指導を行う。
	が輻輳することによる労働災害の防止等についての		
	取組促進を図った。なお、同会議には、地元警察署も		
	参加し、交通事故防止(交通労働災害防止)などの取		

項目	平成27年度における実施状況	課題	平成28年度への対応
	組促進を図っている。		
	ウ 東日本大震災復旧・復興工事安全衛生確保支援事業と	 :の連携	
	 ○ 建災防への委託事業である「東日本大震災復旧・復興工事安全衛生確保支援事業」の実施において設置された、岩手支援センターにより、現場巡回指導、新規参入者教育などが実施された。 ・現場巡回指導事業場数 666 事業場(前年同期比−66 事業場) ただし、年度目標(720) は達成見込み。 ・新規参入者教育820人(前年同期比−94人) ただし、年度目標(840人)は達成見込み。 ・専門工事に求められる安全衛生教育252人(前年同期比事業場−173人) 年度目標(360人)の7割の見込み ・管理監督者等に対する安全衛生教育154人(前年同 		○ 岩手支援センターが着実に事業展開を行 うことができるよう、引き続き必要な指導援 助を行う。
	期比-188 事業場)ただし、年度目標(120 人)は		
	既に達成し、大幅に上回る見込み。		
(2) 復旧・復興工			
事関係労働者	○ 復旧・復興工事等に従事する建設労働者や復旧・復		○ 建設労働者や自動車運転者等に係る法定
に係る労働条	興工事関連の資材等の運搬に従事する自動車運転者に	ことが見込まれることから、建設労働者や自動車	労働条件の履行確保を図るため、引き続き、
件の確保	ついて、復旧・復興工事が本格化することを要因とし	運転者に係る法定労働条件の履行確保を図るた	計画的に監督指導等を実施していくととも
	た長時間労働等の問題が懸念されることから、法定労	め、引き続き、建設事業者等に対して、計画的に	に、労働者から寄せられた申告・相談等に対
	働条件の履行確保を計画的に推進するため、平成27年 第47年 1月1日 1月1日 1月1日 1月1日 1月1日 1月1日 1月1日 1月1	監督指導等を実施していく必要がある。	しては迅速かつ的確に対応する。
	度を初年度とする 3 カ年計画により、計画的に監督指導等を実施した。		
	・建設事業者に係る監督指導実施事業場数:28事業場		
	(1月末)(1月末計画55事業場に対する実施率51%)		
	・トラック事業者に係る監督指導実施事業場数:41事		
	業場(1月末)(1月末計画 54 事業場に対する実施		
	率76%)		
	○ 沿岸部の主要産業である水産加工場や介護事業場等	○ 食料品製造業者に係る自主点検結果等から長時	
	に従事する労働者についても、人手不足等を要因とし	間労働を含め法定労働条件の履行確保上問題があ	

項目	平成27年度における実施状況	課題	平成28年度への対応
(3)震災復興関連求人の充足	た長時間労働等の問題が懸念されることから、法定労働条件の履行確保を計画的に推進するため、平成27年度を初年度とする3カ年計画により、計画的に監督指導等を実施した。 ・介護事業者に係る監督指導実施事業場数:67事業場(1月末)(1月末計画87事業場に対する実施率77%)・食料品製造業者に係る自主点検実施事業場数:581事業場(1月末) 一労働者から寄せられた労働基準関係法令違反がある旨の申告等に対しては、迅速な監督指導を実施した。・監督指導実施事業場数:255事業場(1月末)	ると懸念される事業場が散見されたことから、集団指導等により労働時間関係法令の周知を図るとともに、計画的に監督指導を実施していく必要がある。	○ 人手不足が続く建設、水産加工、介護等職種のマッチングを更に進めるため、就職面接会や事業所見学会を地方自治体等と連携して継続的に実施するとともに、事業主ニーズも踏まえて、ハローワーク内の会議室等を利用した小規模の面接会(ミニ面接会)、現地集合により行う小規模の事業所見学会(ミニ事業所見学会)等も併せて積極的に実施する。 求職者の減少が続いているため、求職者の掘り起しに継続的に取り組むとともに、地方自治体等と連携して、子育て世代の女性の就労促進についても積極的に取り組む。
	 ○ 求人要件緩和指導の実施 求人受理、求人開拓時等に、正社員求人への転換や 賃金等求人条件の改善を提案した。 <正社員求人倍率> 28年1月/0.70倍 ← 27年1月/0.61倍 	○ 有効求人倍率は1倍を大きく超えているものの、正社員求人倍率は全国平均(0.87倍)を下回っていることから、正社員求人の更なる確保が必要である。	○ 求人事業主に対して求職者動向、求人者サービス情報の提供とともに求人条件緩和指導等を継続的に実施する。 人手不足が続く建設業・水産加工業に求職者を誘導するため、各職種に係る最新情報(求人状況、業界の動向等)や現場で働く従

項目	双式 0.7年度における実際化河	課題	双よりの矢座。の対け
項目	平成27年度における実施状況	農 題	平成28年度への対応
			業員からのメッセージ等、魅力を盛り込んだ
			DVD・情報誌を作成・配布して、イメージ
			アップを図る。
	○ 求人情報の広範な提供		○ 事業主ニーズを踏まえて、各ハローワーク
	自治体施設、スーパー、コンビニ、駅、仮設住宅、		において人手不足業種等の求人情報を随時
	コミュニティFM局等において求人情報を提供。		作成・提供する。
(4) 震災の影響を	ア 職業訓練による就職支援		
受けた者への	○ 職業能力の開発及び向上について援助を必要とする	○ 就職率は全てで目標を達成しているが、雇用情	○ 復興需要により人手不足業種である建設
就職支援	求職者を対象に職業訓練を実施し、就職に必要な知識	勢が改善している中で、求職者の減少と早期就職	関連分野の人材育成に対応した訓練コース
75 H	と技術を付与するとともに、就職につながる効果的な	等により職業訓練充足率が低めの状況になって	を設定する等、被災地や被災した者に対する
	就職支援を行った。	いる。真に訓練が必要な者への周知が引き続き必	公的な職業訓練を機動的に実施する。
	また、訓練修了未就職者に対しても、安定所への来		14月744000米で1次度/月310十大/2019 で3。
		要。	
	所勧奨を行い、担当者制による職業相談など個別支援	職業訓練の定員充足率(28年1月末現在)につ	
	を実施した。	いては、下記のとおりとなっている。	コースを設定するとともに、職業訓練を必要
		·委託訓練 83.5%	としている者の掘り起しや職業訓練説明会
	○ 職業訓練の受講状況 (28年1月末現在) については、	・施設内訓練 74.2%	の開催等、職業訓練の積極的な周知・広報に
	下記のとおりとなっている。	・求職者支援訓練 55.6%	より訓練受講者の確保に努める。
	・委託訓練 受講者 1,255 人		
	・施設内訓練 受講者 357人		○ 訓練実施機関と連携し訓練修了未就職者
	・求職者支援訓練 受講者 418人		の情報を把握するとともに、引き続き担当者
			制による職業相談の実施など、きめ細やかで
	○ 職業訓練修了者の就職状況 (28年1月末現在) につ		適切な就職支援により就職率の向上に努め
	いては、目標を上回っている。		る。
	・委託訓練 81.9% (目標 70.0%)		30
	施設内訓練 91.4% (目標 80.0%)		
	・ 求職者支援訓練		
	17712		
	基礎コース 57.8% (目標 55.0%)		
	実践コース 63.7%(目標 60.0%)		

項目	平成27年度における実施状況	課題	平成28年度への対応
	イ 再就職の実現に向けた支援		1,77
	 ○ 求職者ニーズの的確な把握 ・求職者の就職希望、現況等について求職者担当制を拡充するなど職業相談を通じて把握した。 ・交通手段がない求職者等に対し、専門の相談員による仮設住宅や自治体施設等での出張相談を継続実施した。 ※出張相談状況【28年1月末現在】 訪問件数30ヵ所(震災後累計2,780ヵ所)相談件数314件(同累計11,003件) ○ 求職者ニーズに応じた職業相談等 ・応募書類の作成指導等担当者制によるきめ細かな就職支援を実施。 	○ 仮設住宅への入居等生活環境が大きく変化した ことにより就職に至っていない求職者について は、引き続き支援していく必要がある。	○ 担当者制によるきめ細かな就職支援や地 方自治体の意向を踏まえ出張相談・セミナー 等も拡充する。
	○ マッチング機会の拡充・マッチング機会を増やすため、就職面接会及び事業所見学会を各地域で開催した。※ 開催状況は1(3)に記載		○ 就職面接会の開催等マッチング機会の提供を継続する。
(5)東日本大震災 からの本格復 興に向けた安 定的な雇用創 出への支援	※()内は平成26年度計 雇用創出目標 2,000人(3,500人)	○ 対象が原則として平成 27 年度に国又は自治体 の補助金・融資制度を実施した事業所に限定され るなど要件が厳しくなり、助成金を活用する事業 所が少なくなっている。	○ 当該事業の対象となる沿岸 12 市町村を管轄するハローワークにおいて、岩手県(雇用対策・労働室)が作成したリーフレットを事業所に配布し、周知の徹底を図る。
	○ 震災等対応雇用支援事業【28年1月末現在】 ※() 内は平成26年度計 雇用創出目標 1,200人(2,200人) 雇用者数 1,209人(1,941人)	○ 27 年度末で大部分の事業が終了するため、失業者を発生させることのない雇用対策が必要。	○ 市町村と連携した離職予定者の把握及び 離職者に対する早期就職のあっせんを行う。 その際、できる限り建設業・水産加工業等 人手不足業種への転換を図り、円滑な労働移 動を推進する。

項目	平成27年度における実施状況	課題	平成28年度への対応
2 若者・女性・高	ア 新卒者等の就業意識の醸成・就職支援の強化		
年齢者・障害者等の就業実現 (1) 若者の活躍促進・正社員雇用の拡大	 ジョブサポーターの活用 ・ 各ハローワークにジョブサポーターを配置し、在学者及び既卒者に対し個別支援及びセミナー実施等による就職支援の他、大学生等への就職・採用活動開始時期の後ろ倒しの周知のため、学校訪問による相談を強化。 【28年1月末現在】 ※() 内は前年同期 ⇒ジョブサポーター支援による就職者数(既卒者含む)2,344人[大卒等1,054人、高卒1,290人](2,224人[大卒等905人、高卒1,218人]) ⇒ジョブサポーターによる開拓求人数2,629人(2,817人) ⇒ジョブサポーターによる相談件数10,050件(8,639件) ⇒平成28年3月新規高卒者就職内定者数2,940人(3,167人) ⇒平成28年3月新規高卒者就職内定者数96.6%(96.3%) 	○ 未内定者の状況やニーズを把握しながら、きめ細やかな個別支援に取り組むことが必要である。○ 大学生等の活動期間が変更することにより、未就職卒業者が増加することの無いよう、個人への就職支援を強化する。	に応じた相談及び求人開拓を行う。
	○ 職業意識形成支援・ 新規学卒者等の職場定着及び早期離職防止を図るためのセミナーを実施。○ 若者と中小企業とのマッチング強化	○ 岩手県内の平成28年3月新規高卒者は28年1月末現在で36.5%が県外へ就職しており、地元産業理解を促進し、県内就職への意識喚起を行う必要がある。 ○ 労働関係法令の不知により生じる問題を未然に防止するため、社会に出る前の在学中から労働法制知識付与を図る必要がある。 ○ 若者応援宣言企業は増加傾向にあるものの、応	するため、地元産業理解及び労働法制知識付与にかかる支援を大学の他、高校及び中学校に対しても積極的に展開する。 ○ 若者応援宣言企業に限定した面接会時に
	・ 若者応援宣言事業の推進⇒県内の若者応援宣言企業数【28 年1月末現在】	募者が少ない傾向が見られ、求職者の確保と更なる事業の周知とマッチングを進める必要がある。	企業の魅力を発信する他、事業の趣旨を説明 し中小企業のマッチングを促進する、また若

項	目	平成27年度における実施状況	課題	平成28年度への対応
		178 事業所(前年同期:167 事業所) ・ ユースエール認定企業、県内2社(全国10社)		者雇用促進法に基づくユースエール認定制 度の普及を併せて図り、中小企業の更なる人 材確保支援を行う。
				○ 若年雇用促進法で義務化された、企業における募集採用に関する状況等の職場情報提供について、若者の適職選択のために岩手県内全企業へのリーフレットの郵送等普及に努める。
		イ フリーターなどの正規雇用化の推進		
		 ○ わかもの支援コーナー・支援窓口での支援 【28年1月末現在】※() 内は前年同期 ・わかもの支援コーナー (ハローワークプラザ盛岡に設置) 相談件数 4,916件(3,428件) 就職者数 639人(332人) ・わかもの支援窓口 (ハローワーク花巻・一関・水沢・北上に設置) 相談件数 3,386件(4,004件) 就職者数 593人(713人) 	 ○ 一定割合で生じているフリーター等の不本意非正規労働者をハローワークへ誘導し、正規雇用に向けた就職支援を行う必要がある。 ○ フリーター等の状況や支援ニーズを把握しながら、就職支援ナビゲーターを活用した個別支援に取り組むことが必要である。 	 ○ 窓口に来所したフリーター等のニーズを 把握し、わかもの支援コーナー・窓口の利用 を働き掛け、就職支援ナビゲーターによる個 別支援等によりマッチングを図り、フリーター等の正規雇用化を図る。 ○ 学生・生徒に対し、フリーター等の現状を 示したリーフレットや動画を提示し、安定就 労への喚起を図る。 ○ 在職中でもハローワークが利用できることについて積極的な広報を行うとともに、正 社員求人を中心とした面接会を開催する等 正規雇用化を促進する。
		トライアル雇用奨励金(45歳未満)の活用・開始者数 187人 【28年1月末現在】 (前年同期:231人)	○ 事業所、求職者双方に対する制度の周知に継続 して取り組む必要がある。	○ 窓口や事業所訪問を通した利用案内や、若 者雇用促進法に基づく認定制度による加算 等の制度説明を行い、利用促進を図る。

項目	平成27年度における実施状況	課題	平成28年度への対応
	ウ 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強	· 化	
	 ○ 在職者相談窓口の設置 ・労働局及び監督署に設置の「総合労働相談コーナー」の他、盛岡新卒応援ハローワーク内に、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する相談窓口を設置。 	○ 今年度については、盛岡新卒応援ハローワーク 内相談窓口の対応事例は無かったものの、引き続き就職が決まった若者や新規学卒者等に対し、更なる周知に取り組む。	談先周知のため、リーフレット等の配付を行う。 求人票の記載内容と実際が異なる相談を受けた場合は、求人者への確認・指導等を今まで以上に強力に推進する。 新卒就職時のトラブルは職業生活に大きな影響を及ぼすため、平成28年3月から施行されている、一定の労働関係法令違反があった事業所からの新卒求人の不受理につい
		II. I	て周知を図る。
	エ 「正社員実現プロジェクト」の推進による正社員雇用	= -	
	 ○ 正社員雇用の拡大 ・6 月から 8 月を「正社員実現キャンペーン」とし、 岩手労働局と岩手県、盛岡市が連携し、労働局長、県 知事、副市長等幹部職員が管内の 10 経済団体・業界団 体に対し、正社員雇用等に関する要請を行った。 また、県内のハローワークにおいても同様の要請を 行った。(県内 106 団体・事業所に要請) 	○ 平成27年度4月~1月の「正社員新規求人数」は前年同期と比べ675人(1.8%)増加しているものの、有効求職者数が減少していることもあり(有効求職者数は前年同期と比べ24,877人(9.8%)減少)、「正社員就職件数」は606人(5.9%)減少しているため、マッチングの機会を増大させ、ミスマッチの解消を図る必要がある。	○ 正社員就職のためのマッチング機会の提供供 県内ハローワークにおいて、正社員求人を出している事業所と正社員就職を求める求職者のマッチングの場を提供するため、ハローワーク内の会議室等を使い小規模の面接会を実施する。
	 ○ 「正社員就職強化期間」の実施(10月) ・岩手労働局独自の取組として、各安定所の幹部職員による正社員求人開拓や正社員に特化した小規模面接会を積極的に開催し正社員就職の促進を図った。 ○ 正社員希望者に対する支援 ・非正規雇用労働者の企業内での正社員転換や人材育成等の取組を促進するため、キャリアアップ助成金の積極的な活用を促した。 		○ 「岩手県正社員転換・待遇改善等実現地域 プラン」による支援の実施 岩手労働局長を本部長とする「岩手県正社 員転換・待遇改善実現本部」において、労働 局と県が一体となり、正社員転換・待遇改善 等についての取組を促進する。

項目	平成27年度における実施状況	課題	平成28年度への対応
(2)女性の活躍推進	 〈キャリアアップ助成金支給状況〉【28年1月末現在】※()内は前年同期 正規雇用等転換コース 41 件、99 人 (19 件、43 人) 人材育成コース 50 件、69 人 (31 件、49 人) ア 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確例 ○ 男女雇用機会均等法に基づく指導及び関係法令の 周知 ・性別を理由とする差別的取扱いへの厳正な対応 訪問企業数は前年度に比べやや増加 ※平成28年1月末現在、()は前年同期 訪問企業数 120 社 (114 社) うち助言・指導企業数 96 社 (97 社) 助言・指導件数 300 件 (315 件) [うちセクハラ対策 190 件、母性健康管理の規定整備 110 件] ポジティブ・アクション取組助言 182 件 (113 件) 〈数値目標達成状況〉 1 月末までに助言・指導を行った企業に対する是正企業割合 93.7% (年間目標 90%以上) 	 ○ 訪問企業の8割で助言・指導を実施しており、特にセクハラ対策の不備が労働者数100人以下の企業に多く見られることから、中小企業を対象に効果的・効率的な指導を行う必要がある。 採用や配置等において男女格差が見られる企業が多いことから、男女格差の解消に向けた具体的な助言を行い、企業の自主的な取組を推進する必要がある。 	○ 労働者数100人以下の中小企業や女性の採用等が少ない業種を対象として企業訪問と併せて集団指導などを実施する。 採用等で男女間格差が見られる企業に対しては、各企業の実情に応じた雇用管理の改善に向けた具体的な助言を行う。
	 ○ 女性活躍推進法の周知県、市町村及び関係機関(90機関)を通じ、広報紙等による法及び助成金制度の周知を実施。 ・主催説明会の開催参加企業数 119社、参加者数139名 ・他機関主催会議等での説明 延べ6回参加企業数 延べ520社、参加者数 延べ612名 	○ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画 の策定等が義務化される労働者数301人以上の全 ての企業から、平成28年4月1日の法施行時点 で届出が行われている必要がある。	○ 行動計画の策定・届出が義務化される企業 から、確実に行動計画の策定・届出等がなさ れるよう働きかけを行い、取組が行われない 企業に対しては、助言等を実施する。

項目	平成27年度における実施状況	課 題	平成28年度への対応
	○ ポジティブ・アクションに取り組む事業主への支援 ・均等・両立推進企業表彰 岩手労働局長優良賞〔均等部門〕1社(1社)	○ 県内の大多数を占める 300 人以下企業における 女性の活躍に向けた取組を促進するため、中小企 業における行動計画の策定等を進める必要があ る。	女性活躍推進法に基づく新たな認定制度に ついて広く周知し、多くの企業が認定を目指 すよう取組を促進するとともに、助成金制度 を活用し中小企業の取組を支援する。
	イ 女性の就業実現		
	 ○ 子育でする女性等に対する就職支援の充実 マザーズコーナー(盛岡・宮古・一関・水沢安定所 に設置)において、子育で女性等に対する就職支援の 実施。 ・岩手子育で女性の就職支援協議会の開催 (7月23日) ・子育で広場への出張相談等地方自治体等との連携強 化 ・予約制・担当制による総合的かつ一貫した就職支援 ・仕事と子育での両立しやすい求人の確保、事業所情報の収集及び情報提供 ・公共職業訓練への誘導 職業紹介状況【27年12月末現在】 	 ○ 子育てと仕事の両立を望みながらも、様々な事情により求職活動を行っていない女性が存在する中、マザーズコーナー設置地域はもちろん、未設置地域においても、地方自治体と連携を図るなどにより求職者の掘り起しを図り就職支援を積極的に実施する必要がある。 ○ 出産・育児等によるブランクがある女性に対す 	 健センターでの出張相談等を利用するなどにより、マザーズコーナーやハローワークのPRによる求職者の掘り起しをするとともに、子育て女性を意識した就職支援セミナー、ミニ面接会等を実施すること等により、で就職の可能性を高める。 ハローワーク北上内に、県内で5か所目のマザーズコーナーを新設し、キッズコーナーを設置するなど子供連れでも来所しやすい環境を整える。 ご託児サービス付訓練及び短時間訓練等育
	 ・新規求職者数 1,760人 (1,728人) ・就職者数 735人 (705人) ・就職率 41.8% (40.8%) ※() 内は前年同期 	る職業訓練への誘導・あっせん機能を強化する必要がある。	児中の女性等が訓練を受講しやすい環境を 整える。
	○ ひとり親家庭の母等に対する就職支援 ハローワーク等におけるひとり親家庭に対する各種 就職支援の実施・児童扶養手当受給者の生活保護受給者等就労自立促 進事業への誘導、また8月の現況届提出時期に合わ	○ ひとり親家庭については、子供の貧困化につながるケースも多いことから、早期就職を図る必要がある。	○ 家庭環境等に十分配慮した職業相談・職業 紹介の実施、公共職業訓練への誘導をすると ともに、事業主へは助成金制度等の活用を促 し、また8月の児童扶養手当の現況届提出時 に地方公共団体にハローワークの臨時窓口

項		平成27年度における実施状況	課題	平成28年度への対応
收	H	せ、自治体内に臨時窓口を設置し職業相談を行った ※ 臨時相談窓口設置 8 件、相談件数 40 件 支援対象者として登録 23 件 ・マザーズコーナーにおける職業紹介の実施 ・求職者に対して求職者支援制度の周知 ・事業主に対して各種助成金制度の周知 ・いわての子どもの貧困対策推進計画(仮称)策定への参画 ウ 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進 ○ 育児・介護休業法に基づく指導及び周知 訪問企業数は前年度に比べやや減少 ※平成28年1月末現在、()は前年同期 訪問企業数 122 社 (136 社) うち助言・指導企業数 118 社 (133 社) 助言・指導企業数 118 社 (133 社) 助言・指導件数 665 件 (656 件) 育児関係 381 件 (390 件) [うち育児短時間勤務 76 件、育児休業 60 件、子の看護休暇 60 件、育児時間外制限 60 件] ※配偶者要件あり 100 件、期間雇用者対象外 41 件介護関係 206 件 (185 件) [うち介護短時間勤務 60 件、介護休暇 53 件] ※期間雇用者対象外 34 件 <数値目標達成状況> 1月末までに助言・指導を行った企業に対する是正・	○ 訪問企業のほとんどで助言・指導を実施しており、法に沿った育児・介護休業規定の整備がなされていない状況が見られるため、中小企業を中心に効果的・効率的な指導を行うとともに、配偶者要件の削除や期間雇用者への適用の徹底を図り、男性や非正規労働者の育児休業制度等の取得を進める必要がある。 また、介護離職が問題となっていることから、介護休業・休暇等制度の周知が必要である。	を開設する等により、その就職促進を図る。 〇 岩手県との連携を図るとともに、母子・父子自立支援プログラム策定事業等に関して地方自治体との連携を図る。 ○ 規定整備に遅れが見られる中小企業を中心に期間雇用者の多い業種などを対象として企業訪問と併せて集団指導などを実施する。 また、新たに設けられる助成金制度等を活用し、男性の育児休業の取得促進や企業における介護支援の取組を促す。
		改善企業割合 88.1% (年間目標 90%以上) ○ 次世代育成支援対策の推進 (平成 28 年 1 月末現在) ・一般事業主行動計画届出総数 675 社 義務企業の届出状況 446 社/446 社[届出率 100%] ・くるみん認定企業数 6 社 (3 社)、累計 27 社 (21 社) ・プラチナくるみん認定企業数 1 社	○ 行動計画の策定が義務付けられている労働者 101 人以上の義務企業の行動計画の策定・届出を 徹底するとともに、労働者 100 人以下の努力義務 企業の取組を進める必要がある。 子育てサポート企業として、くるみん認定企業	○ 義務企業の行動計画の策定・届出の履行確保を図り、努力義務企業の策定・届出等を進めるため、認定制度等を活用する。 男性の育児休業者等がいる企業の把握等を行い、くるみん認定及びプラチナくるみん

項目	平成27年度における実施状況	課題	平成28年度への対応
	<数値目標達成状況>	及びプラチナくるみん認定企業をさらに増やして	認定取得のための支援を行う。
	1月末での次世代法に基づく認定企業数 6社	いく必要がある。	
	(年間目標 7 社以上)		
	エ パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等対策の	推進	
	○ 改正パートタイム労働法の履行確保	○ 改正法への対応不備のため、規模に関わらずほ	○ パートタイム労働者の割合が高い事業所
	改正法の内容などを丁寧に説明しているため、訪問事	とんどの訪問事業所で助言・指導を実施しており、	を中心に事業所訪問と併せて集団指導など
	業所数は前年度に比べ減少	効果的・効率的に指導を行う必要がある。	を実施する。
	※平成28年1月末現在、()は前年同期		
	訪問事業所数 103 社 (129 社)		
	うち助言・指導事業所数 101 社 (127 社)		
	助言・指導件数 457件 (466件)		
	[労働条件の文書交付 73 件、相談体制整備 69 件、		
	措置内容の説明 68 件、正社員への転換措置 56 件]		
	<数値目標達成状況>		
	1月末まで助言・指導を行った事業所に対する是正・		
	改善事業所割合 92.1% (年間目標 90%以上)		
	・ハローワーク等で開催する求職者向けセミナーでの		
(a) + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	改正法の説明		
(3) 高年齢者等の	ア 年齢にかかわりなく意欲と能力に応じて働くことがて	*きる「生涯現役社会」の実現に向けた高年齢者の就労	
活躍促進	○ 高年齢者雇用状況報告(平成27年6月1日現在)に	○ 31 人以上規模企業の高年齢者雇用確保措置に	○ 31 人規模以上企業については、平成27年
	よる高年齢者雇用確保措置の実施状況	ついては、着実に実施されているものの平成 28	6-1 調査による高年齢者雇用確保措置未実施
	【31人以上規模企業 1,772 社】※()內は前年同期	年1月末現在16社が未実施となっている。個別	企業はもとより、平成 28 年 6-1 調査により
	・実施済企業 1,752 社 98.9%(96.8%)	指導を強化し、必要に応じ労働局・安定所幹部に	未実施企業が把握された場合は、早期解消に
	・未実施企業 20 社 1.1% (3.2%)	よる指導を行い、未実施企業の早期解消を図る必	むけ個別指導を行い、必要に応じ労働局・安
	・希望者全員が65歳まで働ける企業割合	要がある。	定所幹部による指導を行うとともに指導状
	84.4%(82.7%)全国 1 位	同時に、生涯現役社会の実現に向けその過程に	況等適切に進捗管理する。
	・70 歳まで働ける企業割合 22.8% (22.3%)	ある70歳まで働ける制度の普及・啓発も必要。	また、専門的なアドバイスが必要な場合は
			高年齢者雇用アドバイザーと連携を図る。
	○ 未実施企業に対する指導・助言		なお、個別指導をもって解消できない場合
	雇用確保措置を講じていない企業へ高年齢者雇用ア		は指導文書の発出、企業名公表も視野に入れ

項	目	平成27年度における実施状況	課題	平成28年度への対応
		ドバイザーと連携しながら訪問指導を実施。また、生涯現役社会の実現に向けその過程にある 70 歳まで働ける制度の普及・啓発も行った。 ・訪問企業数 67 社 (176 社) 4月~28年1月		た勧告を行うなど強力な指導を行う。
		○ 高齢期の働き方や生活を高年齢者自らが見つめなお すことができるよう民間団体のノウハウを活用し「生 涯現役社会実現職業生活設計セミナー」を県内 9 会場 において実施。また、企業への出張セミナーも実施。	○ 雇用する側の体制・制度の確立とともに働く側の健康、意欲、能力など高齢期における職業生活設計も重要となっているが、セミナー開催等により一定の効果があったものと思われる。	○ 25 年度から 3 年間連続して事業を実施し、 27 年度をもって事業を終了。
			○ 年齢に係わりなく働くことのできる生涯現役社 会の実現を推進していくためには、既存の企業に よる雇用拡大だけではなく、起業によって中高年 齢者の雇用機会を創出していくことも重要であ る。	○ 中高年齢者が、成長が期待される分野で企業(いわゆるベンチャー企業の創設)等をする際に必要となる、募集・採用や教育訓練の経費の一部を助成する制度が創設されることから、制度の周知・広報に努め、中高年齢者の雇用機会の創出を図る。
		イ 高年齢者等の再就職の援助・促進		
		○ 募集採用に係る年齢制限の禁止に関する取組の推進 募集・採用における年齢制限禁止(雇用対策法第10 条)について、求人受理時を中心に事業主等に対する 制度の周知を徹底した。	○ 生涯現役社会の実現を目指す上においても、また、少子高齢化の更なる進展により生産年齢人口の減少も推測される中、年齢に関わりなく働く意欲と能力に基づく募集・採用の重要性に関する周知が必要。	○ 引き続き求人受理時を中心に法の趣旨、人口減少、高齢化率の上昇を含めた雇用をめぐる情勢を説明し、法の着実な施行を図る。また、求職者等から法違反の申し出があった場合には迅速・適切な対応を図る
		○ 高年齢者等の再就職促進 盛岡安定所に設置している高年齢者総合相談窓口 において就労経験やニーズ等を踏まえたチーム支援を 実施した。 <チーム支援を受けた者の就職状況>【28年1月末現 在】※()内は前年同期 新規支援対象者 98人 (42人)	○ 高年齢者総合相談窓口における新規チーム支援 対象者数、就職件数ともに積極的な取り組みを行ったことにより前年同期に比べ大幅に増加している。 高年齢者の更なる就職促進を図るため、相談窓口の周知、対象求人の確保が引き続き必要。	○ 近年求職者全体が減少傾向にある中 65 歳以上の求職者が増加している。このため、盛岡安定所におけるチーム支援を引き続き実施し、65 歳以上の高年齢者を含めた再就職支援を充実・強化する。

項	目	平成27年度における実施状況	課 題	平成28年度への対応
		就職件数 67件 (24件)		
		就職率 68.4% (64.4%)		
		 ウ 高年齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができ	 	
		○ シルバー人材センター事業の推進	○ 高年齢者のニーズに応じた就業機会の安定的な	○ 子育て中の女性等長時間働くことのでき
		県内29シルバー人材センター取扱状況	確保・提供が必要。また、会員の拡大によるシル	ない方のサポートをするために 27 年度から
		27年4月~28年1月 ※()內は前年同期	バー人材センターの活性化が必要。	新たに開始された高齢者活用・現役世代雇用
		会員数 7,148人 (7,165人)	従来の請負による受注、就業の提供だけでは拡	サポート事業が派遣のみから28年度は請負、
		受注件数 34,116件(34,429件)派遣を除く	大が厳しいため、シルバー派遣の積極的運用によ	職業紹介にも適用し、拡充されるため、積極
		就業延日人員 401,927 人(412,311 人)派遣を除く	る拡大を図る必要がある	的に運用による就業機会の確保、会員の拡大
				に資するよう岩手県シルバー人材センター
				連合会及びシルバー人材センターに対し指
				導・助言を行う。
		 ○ 今年度新たに岩手町及び住田町においてシルバー人	 ○ 高齢法に基づくシルバー人材センターが未設置	 ○ 岩手県、岩手県シルバー人材センター連合
		材センターが設置	の4町村の早期設置が望まれる。	会と連携し、シルバー人材センター未設置町
				村に対し設置に向けた要請を行う。
		工岩手県高年齢者活躍促進連絡会議		
		○ 生涯現役社会の実現をめざし、高年齢者の活躍促進		○ 生涯現役社会の実現に向け、高年齢者の更
		を図るため6月22日、2月26日の2回会議を開催し、	関係機関の連携が必要	なる活躍促進を図るため 28 年度も引き続き
		27 年度の事業計画、実施状況等の確認、28 年度事業概		年2回の会議を開催する。
		要を確認するとともに、意見交換を行い関係機関との情報の共有を図った。		
		オ専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別		
		○ 定年後引き続いて雇用される有期雇用労働者につい		○ 引き続き法の周知・広報に努めるとともに
		て、労働契約法に基づく無期転換申込み権発生までの期間に関する特例を設ける有期特措法の施行(27.4.1)	のの影響が出るのは、平成25年4月1日の労働 契約法施行から5年後ということもあり、事業主	法による特例の適用を希望する事業主が申 請する第二種計画申請に当たっては、局内関
		にあたり、ハローワーク等を通じ事業主への周知・広	条形伝施11から3年後ということもあり、事業主 の関心が薄いようにも感じられる。	頭りる第二種計画中頭に当たつでは、同門製 係課室と連携のうえ事業主に必要な指導・助
		報を行った。	- マス大がロジュ合文・4 フィー ひがさ レ り4 です。	宗味至と連続のうん事業主に必要は相等・助言を行う。
		TIV ← 13 ~ 1 ← 0		H 611 70
		I		

項目	平成27年度における実施状況	課題	平成28年度への対応
(4) 障害者等の雇	ア 障害特性に応じた就労支援の推進等		
用対策の推進	 ○ 障害者就職件数【28年1月末現在】※()内は前年同期身体障害者:251人(274人)知的障害者:170人(194人)精神障害者:460人(429人)その他:74人(49人) 	○ 精神障害者は求職者数・就職件数ともに増加が 顕著であり、障害特性に応じた就職支援や職場定 着に向けた支援の必要性が高まっている。 また、発達障害についても増加傾向にあるため、 対象者1人1人の障害特性を十分把握したうえで の就職支援が必要である。	○ ハローワークに配置している精神障害者トータルサポーター、就職支援ナビゲーター就職支援コーディネーターを積極的に活用して、引き続ききめ細かなカウンセリング、職場定着のための訪問支援を実施する。また、平成24年度から委嘱している発達障害者専門指導監(医師)を活用し、専門的知見に基づいた助言・指導を受けながら就職支援を行う。
	○ チャレンジ雇用 知的障害者を労働局総務課、ハローワーク盛岡、水 沢、身体障害者をハローワーク釜石、精神障害者をハローワーク宮古で各1人採用	○ 知的障害者を中心に労働局、ハローワークで率 先垂範して雇用に取り組んでいるが、他の公的機 関への雇用は進まない状況である。	○ 雇用率未達成機関に対しては、チャレンジ 雇用の事例を紹介しながら、知的障害者の雇 用が進むよう周知を図る。
	 障害者トライアル雇用奨励金【28年1月末現在】※() 内は前年同期 開始者数:50人(65人) 終了者数:43人(40人) うち常用雇用移行者数:36人(33人) 	○ トライアル雇用制度のメリットについて、事業 主、対象者に対する一層の周知が必要。	○ 試用期間を設けることにより、対象者の能力を見極め、障害特性の理解に役立つ点をアピールしながら、引き続き周知を図る。
	イ 地域就労支援力の強化による職場定着の推進		
	 ○ 地域の関係機関との連携による「チーム支援」【27年9月末現在】※()内は前年同期、 ・支援対象者数:75人(58人)。 うち福祉的就労、特別支援教育機関:18人(21人)。 ・就職者数:49人(47人)。 うち福祉的就労、特別支援教育機関:9人(12人)。 ・職場実習協力事業所の開拓 386事業所 【28年1月末現在】(345事業所) 	○ 福祉施設在籍者や支援学校生徒は就業経験がないため、職場実習を経て就職するケースが多い。 実習先企業については、開拓は進んでいるものの、まだまだ十分とは言えない状況であり、より一層の開拓が必要である。	○ 地域の関係機関とハローワークが連携して『職場実習推進事業』に係る職場実習先を開拓し、就職前に就業を経験することによる円滑な職場定着を図る。

項目	平成27年度における実施状況	課 題	平成28年度への対応
	ウ 中小企業に重点を置いた支援策の実施	WIN AC	17742 3 172 37474
	○ 障害者雇用状況(平成 27 年 6 月 1 日)※()内は前年同期 民間企業の障害者実雇用率は、1.99%(1.93%)と前年比で 0.06 ポイント改善した。 雇用率達成企業割合は、54.1%(52.9%)と 1.2 ポイント改善した。	○ 民間企業の実雇用率、雇用率達成企業割合ともに前年実績を上回ったものの、法定雇用率に届かず、未達成企業も約半数に上っている。特に300人未満企業での0人雇用企業割合が67.8%を占めている(300人以上企業では0人雇用企業なし。)ため、障害者雇用に対する理解をすすめる必要がある。	○ 未達成企業に対しては、公共職業安定所職員が訪問して、引き続き指導を行う。 「計画作成命令企業」「適正実施勧告企業」には、公共職業安定所幹部職員や労働局幹部職員が訪問して指導を行う。 300人未満の0人雇用事業所については、安定所職員が訪問して、障害者の特性や助成制度を説明して理解を求め、雇用に繋げる。既に障害者を雇用している企業に対しても、障害者の職場定着や、中途障害により休職した労働者の職場復帰を支援する事業主に対する助成制度を周知し、活用促進を図る。
	 就職相談会の実施 県南地区障がい者就職相談会:51 社(68 社) 盛岡障がい者就職相談会:50 社(43 社) 釜石・大槌・遠野地域障がい者就職相談会:15 社(17 社) 気仙地区障がい者就職相談会:14 社(18 社) 	○ 参加する企業のほとんどが、身体障害者の方を 想定しているため、その他の障害特性についても 広く周知して理解を求める必要がある。	○ 求職者・事業主共に直接話す機会が持てる場であり、障害特性について理解するきっかけにもなることから、平成28年度も引き続き就職相談会を実施する。
	エ 改正障害者雇用促進法の円滑な施行に向けた取組の推		
	○ 「差別禁止指針」「合理的配慮指針」について、局独自のチラシを作成して以下の場で周知を行った。 ・平成27年度版新卒用「求人申込から採用まで」に掲載し窓口等で配布し周知・説明。 ・労働保険事業主説明会(県内5会場で実施) ・障害者就業・生活支援センター連絡協議会総会、宮古地区チャレンジド就業・生活支援センターネットワーク会議、気仙地域障がい者自立支援協議会就労部会	○ 各障害者の特性や企業規模等によって、個別に 判断することとなるため、指針の内容について理 解しづらい面がある。	○ 障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務の履行確保のための事業主への助言・指導等の実施。 事業主や関係各機関との連携による制度に関する周知及び啓発並びに雇用分野における合理的配慮事例の収集及び共有に取り組む。

項目	平成27年度における実施状況	課題	平成28年度への対応
	・障がい者就職相談会(盛岡、県南地区、気仙地区)		
3 安心して働く	○ 平成22年から平成26年まで5年連続して労働災害	○ 平成27年1月~12月(平成28年1月末現在)	○ 労働災害が多く発生し全業種のうち大き
ことができる労	による休業4日以上の死傷者数(全業種合計)が増加	の休業4日以上の死傷者数(全業種合計)は1,280	な割合を占めている製造業、建設業、道路貨
働環境の整備	していることから、6年ぶりに減少に転じるため、各	人と、前年同期比で 155 人(10.8%)減少してお	物運送業などや、前年同期比で増加している
(1)労働者が安全	種会議・会合等の場において、局署の幹部が、労働災	り、最終的にも前年比減少となる見込みであるが、	業種等について、引き続き、的確な監督指導
で健康に働く	害多発業種等の経営トップ等に対して、労働災害防止	第12次労働災害防止計画の目標達成のためには、	等を行うとともに局署幹部による要請、広報
ことができる	対策の徹底、企業の自主的安全衛生活動の活発化等に	更に減少する必要がある。引き続き、的確な監督	啓発等も積極的に行う。
職場づくり	ついて要請・指導を行った。	指導等や集団指導、要請を行っていく必要がある。	○ 具体的には、
	○ 業種横断的な取組としては、本年1月から継続して	・前年同期比で増加した業種	・全業種共通の対策として
	行っている「STOP!転倒災害プロジェクト 2015 」、	製造業のうち食料品製造業 132 人(前年同期比	「転倒災害、交通災害の防止、安全決意宣
	春及び秋の交通安全週間、全国労働衛生週間及びその	+17人、+14.8%)	言活動の推進」
	準備期間(交通労働災害防止重点期間)において実施	建設業のうち、その他の建築工事業 59 人(同	・製造業の対策として
	した交通災害防止対策、6月から重点的取組期間とし	+15 人、+34.0%)	「機械等のはさまれ・巻き込まれ災害の防
	ている「安全決意宣言」(災害ゼロを目指した事業者	運輸交通業のうち道路貨物運送業95人(同+6	此」
	の方針・宣言を記載し、事業場内に掲示して労働者に	人、+11.3%)	・建設業の対策として
	周知する)活動を行っている。	など	「墜落・転落災害、重機接触災害、土砂崩
	12 月には、冬季の転倒災害・交通災害防止に係る	・事故の型(全産業)	壊災害の防止」
	リーフレットを作成し、県内各市町村、工事発注機関、	「転倒」280人(全体の21.9%)	・道路貨物運送業の対策として
	労働災害防止団体等合計89団体・機関に対し、会員	「墜落・転落」255人(全体の19.9%)	「荷役作業における災害、交通災害の防
	等への配布、広報について要請した。また、局署にお	「はさまれ巻き込まれ」171人(全体の13.4%)	1 <u>L</u>
	いて監督指導、パトロール、各種会議会合等のあらゆ	・死亡者数(平成28年1月末現在)19人(前年同	・小売業の対策として
	る機会にリーフレットを使用し、冬季の転倒災害・交	期比一7人)	「転倒災害、交通災害の防止」
	通災害防止に係る指導を行っている。	・業種別(死亡者数)	・社会福祉施設の対策として
	○ 昨年度沿岸部で実施した「安全運転管理者等講習」 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	建設業7人(前年同期比一3人)	「転倒災害の防止、腰痛の予防」、
	への講師派遣を、今年度は内陸部(一関、北上、紫波 盛岡(都南))で実施し、局職員を講師として派遣し、	林業 3 人(前年同期比+3 人) 製造業 2 人(同±0 人)	について重点的に取り組む。
	益回(都) で美地し、荷城貝を講師として派遣し、 交通労働災害防止に関する指導を実施した(6月~9		
	文理力側次告的正に関する指导を美地した(6 月~9 月計9回)。	連軸交通業 2 人 (同一4 人) その他の事業 2 人 (同+1 人)	
	○ ,9月に「平成27年下半期の安全衛生対策の推進につ	商業、製造業、接客娯楽業、各1人	
	○ ,3 万に「十八五十十十分の女王開工利果の月田里にフ		

項目	平成27年度における実施状況	課題	平成28年度への対応
	いて」の要請を労働災害防止団体等76団体に対して	WILL NO.	1774-0-1722 077474
	行った(要請書送付。)。		
	○ 労働災害防止団体等と連携して、「いわて年末年始無		
	災害運動」期間中(準備期間 11 月、実施期間 12 月~		
	1月)において、安全衛生パトロール、研修会等を実		
	施した。		
	○ 建設業については、12月に全署において、建設現場		
	に監督を行い(154 現場、違反率 69%)、この結果を		
	踏まえて、2 月に建設関係団体等に対して労働災害防		
	止対策の徹底に関する要請を行った。(再掲)		
(2)過重労働解消	○ 「時間外労働・休日労働に関する協定届」から過重	○ 過重労働に係る情報は依然として高水準で推移	○ 過重労働による健康障害を防止するため
等のための働	労働が懸念される事業場に対して、届出時における窓	しており、また、長時間労働を要因とした脳・心	には、時間外労働等の削減のほか、労働時間
き方・休み方の	口指導を行うほか、自主点検、集団指導、監督指導を	臓疾患及び精神障害に係る労災請求件数も近年	の見直しや年次有給休暇の取得促進を図る
見直し等に向	実施した。	増加傾向にあることから、引き続き、的確な監督	等、働き方、休み方の見直しを進めることが
けた取組	また、労働時間等の改善に自主的に取り組もうとし	指導等を行っていく必要がある。	重要である。
	ている事業場に対して、「働き方・休み方改善コンサル		このため、過重労働による健康障害の発生
	タント」による助言・指導を実施した。		が懸念される事業場に対して、引き続き、的
	さらに、県内の主要企業の経営トップに対して、「働		確な監督指導を実施するとともに、重大かつ
	き方改革」に向けた取組の要請を行った。		悪質な事案に対しては、司法処分を含め厳正
	・自主点検実施事業場数(1月末) 728 事業場(前		に対処する。また、関係団体や関係行政機関
	年同期 575 事業場)		と連携しつつ、労使の自主的な取組を支援す
	・監督指導実施事業場数(1月末) 163 事業場(前		るため、「労働時間等見直しガイドライン(労
	年同期 122 事業場)		働時間等設定改善指針)」の更なる周知に努
	・「働き方・休み方改善コンサルタント」助言・指導		めるとともに、「働き方・休み方改善コンサ
	実施事業場数(1月末) 97 事業場(前年同期 93		ルタント」の活用による計画的な助言・指導
	事業場)		を行う。
	・「働き方改革」要請事業場(1月末) 8事業場		さらに、「岩手労働局働き方改革推進本部」
			のもと、県と連携しつつ、企業経営陣等への
			「働き方改革」に向けた取組の要請を行う。
			・主要な労使団体(7団体)の会長等に対し
			て局長等が協力要請(10月 26~29日)

項	目	平成27年度における実施状況	課題	平成28年度への対応
				・沿岸地域の市町村長等に対して署長が協力 要請(10月27~30日)
		ア 最低賃金額の改定等		
(3) 最 低賃金 の適切な込	制度	 ○ 岩手県最低賃金については、8月19日に岩手地方最低賃金審議会長から改正決定に係る意見(答申)を受け、改定前時間額678円から17円引き上げた695円に改定決定し、10月16日に発効となった。 ○ 岩手県特定(産業別)最低賃金については、鉄鋼業等を除く4産業について、10月22日に岩手地方最低賃金審議会長から改正決定に係る意見(答申)を受け、11~16円の引き上げとなり、12月20日に発効した。また、鉄鋼業等に係る特定(産業別)最低賃金については、10月28日に岩手地方最低賃金審議会長から改正決定に係る意見(答申)を受け、17円の引き上げとなり、12月27日に発効した。 ○ 新聞等への発表及び岩手県及び県内各市町村広報誌(紙)等への改定決定に係る記事の掲載依頼等を行い、発効前に重点的な周知・広報を行った。 	○ 最賃監督等において確認された最低賃金違反の 理由として、最低賃金額を知らなかったとする事業主も依然として存在することから、発効後も引き続き改定最低賃金額について、広く周知・広報を行う必要がある。	 ○ 最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るセーフティーネットとして一層適切に機能することが必要であることから、経済動向及び地域の実情などを踏まえつつ、岩手地方最低賃金審議会の円滑な運営を図る。 ○ 岩手県及び県内各市町村、関係労使団体、事業団体等にポスター、リーフレット等の送付による周知・広報を依頼し、引き続き周知徹底を図るとともに、履行確保に向けた監督指導を実施する。
		イ 最低賃金引上げによる中小企業への支援		
		○ 業務改善助成金の周知・広報について、県・市町村及び経営者団体等への記事の掲載依頼やダイレクトメール等による周知・広報を図ったものの、1月末までの申請件数は17件(前年同期79件)となり、前年同期に比べ大幅に減少した。	○ 業務改善助成金については、申請件数が減少していることから、更なる周知・広報を行う必要がある。なお、減少した理由として、支給要綱の改正により、申請が多かった自動車、パソコン等が原則支給対象から外れたことによるものと考えら	○ 業務改善助成金については、最低賃金額の 周知に併せ、周知・広報を積極的に進め、引 き続き利用促進を図る。
		○ 最低賃金引上げ等賃金制度改善を支援する「最低賃金総合相談支援センター」(岩手県社労士会委託) における相談件数は45件(前年同期121件)、専門家派遣件数は49件(前年同期49件)となり、前年同期に比べ大幅に減少した。	れる。 「最低賃金総合相談支援センター」の利用について、更なる周知・広報による利用促進に努める必要がある。なお、減少した理由として、「全国最低賃金総合電話相談センター」(無料)の開設によるものと考えられる。 	○ 「最低賃金総合相談支援センター」の利用 については、最低賃金額の周知に併せ、引き 続き周知広報を図る。

接着の労働相談員に対して、研修や巡回指導の実施により管例の向上を図り、相談が容に応じて、助言・指導の実施でからせん制度を説明するなど、積極的な運用を図り、相談が含かさせん制度を説明するなど、積極的な運用を図り、生たある。また、助音・指導やあつせんの内容も「いじめ・素だ。砂」との場合が表します。 8,527件(同期比 2,934億)・長事上の何別労働関係紛争に係る相談の内容では、「いじめ・薬がらせ」の件数が830件(34.8%)と最も多くなっている。 ② 効果がよ助言・指導及びあっせんの実施・助言・指導のであるしが必要をといって、2の場合・あっせん中数 45 件(同期比 20場合 かっせん中数 45 件(同期比 20場合 かっせん中数 45 件(同期比 20場合 かっせんでは、「いじめ・薬がらせ」が解雇」に次いで2番目に多くなっている。 あっせんにないでは、手続きを終了した45 件のうち、あっせんの変が21 件、合意解決が14 件(66.7%)で、ほとんどが2か月以内に必要を終え、迅速・効果的方達用が図された。 ② 防傷機関・団体との連携強化 「労働相談・何別労働の参与解決制度関係機関連絡格 議会 6 月に同能し、尿労働委員会、弁護士会、社会保険労務士会等の関係機関との意見交換を行い、10月18日に連絡縮談会による合間労働相談会を開催した。また、各間係機関が行っている制度の特徴等を記載した相談窓口一覧を作成し、一層の連携と努めた。 本 2 特殊事 三は、外の場を目を、弁護士会、社会保険労務士会等の関係機関との意見交換を行い、10月18日に連絡縮談会による合間労働相談会を開催した。また、各間係機関が行っている制度の特徴等を記載した相談窓口一覧を作成し、一層の連携と努めた。 本 2 特殊事 三はこ係名相談対応及び援助の実施	項 目	平成27年度における実施状況	課 題	平成28年度への対応
(6) 総合労働和級員に対して、前体や漫画指導の実施により登實の向上を図り、相談内容に応じて、助音・指導の実施やあっせん側をを説明するなど、精髄的な選用を図った。(1月末現行の) 外条に関する対象 (1月末現行の) 外条に関する対象 (1月末現行の) 大阪に対してある。 とか、(1月末現行の) 外条に関する対象 (1月末現行の) 内容 (1月末現行の) 外条に関する対象 (1月末現行の) 外条に関する対象 (1月末現行の) 外条に関する対象 (1月末程で) からに乗止の相談 (1月末現行の) が集がらせ」の手をがりまが、 1月までは、 1月ま	(4)個別労働関係	ア 総合労働相談、助言・指導及びあっせんの適切かつ積	極的な実施	
		総合労働相談員に対して、研修や巡回指導の実施により資質の向上を図り、相談内容に応じて、助言・指導の実施やあっせん制度を説明するなど、積極的な運用を図った。(1月末現在)・相談件数 8,527件(同期比 2.9½増) うち民事上の相談 2,384件(同期比 1.4½増)・民事上の個別労働関係紛争に係る相談の内容では、「いじめ・嫌がらせ」の件数が830件(34.8%)と最も多くなっている。	がらせ」に関する相談が増加傾向にあり、2 年連続で1,000 件を超える見通しである。 見通しである。 また、助言・指導やあっせんの内容も「いじめ・嫌がらせ」の事案が増加傾向となっている。	相談は増加傾向にあることから、引き続き、総合労働相談員の能力向上を図り、相談者の置かれた立場に意を払いつつ、そのニーズに的確に対応する。 また、関係機関及び関係部署と連携し、制度説明会やセミナーにおいて広く県民に対して「個別労働関係紛争解決制度」の積極的な周知・広報を行い、紛争発生の予防的な効果に資するとともに、一層の制度の利用促進を図る。 なお、新年度は、新組織で各種ハラスメントに関する総合的な実施体制に移行する予定。

項目	平成27年度における実施状況	課題	平成28年度への対応
	援助制度の活用促進	も多く、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い	織でパワハラも含めて総合的な対応を行う。
	※平成28年1月末現在、()は前年同期	(マタハラ) に関する相談が増加傾向にある。ま	また、引き続き丁寧な相談対応に努め、紛争
	・相談件数 650 件 (779 件)	た、パワハラとの複合事案も見受けられることか	解決援助制度の利用促進を図り、制度を利用
	均等法関係 192件 (171件)	ら、職場のハラスメント対策を総合的に進めてい	しない場合であっても、相談を端緒に企業訪
	[セクハラ 82 件、妊娠・出産等不利益取扱い 44 件	く必要がある。	問を行い、実態の把握に努め、法違反が把握
	母性健康管理 35件〕		された場合は的確な行政指導を実施する。
	育・介法関係 310 件(494 件)		
	[育休等不利益取扱い 14件]		
	パート法関係 148 件(114 件)		
	・紛争解決援助の件数		
	労働局長による援助 2件(1件)[妊娠不利益取		
	扱い、育休取得]		
	調停 1件(0件)[産休請求不利益取扱い]		